

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

補助金活用のポイント

助成金とは何が違う？

こんにちは、高橋学です。このところ、めっきり秋らしくなってきました。さて、今回は中小企業が活用できる助成金をご案内しました。今回は補助金について紹介したいと思います。補助金は簡単に言うと、事業に必要な設備投資費用や新商品の開発・研究費用などといった資金を、国や自治体などが「補助」してくれるお金のこと。その特徴を図表1に助成金との比較でまとめましたが、①助成金は主に厚生労働省の管轄であるのに対し、補助金は経済産業省の管轄であること、②助成金は要件を満たせば原則として交付を受けられるのに対し、補助金は事業計画や成果などの審査があり、原則として審査に受からなければ採択されないことなどが大きな違いです。

魅力いっぱいの「ものづくり補助金」

補助金の代表と言えるのが、中小企業庁などが運営する「ものづくり補助金」です。ものづくり補助金は生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロ

セスを改善するための設備投資などを行いたい中小企業を支援する制度で、製造業だけでなく、サービス業や小売業などといった幅広い業種が対象。事業計画による審査で採択先を決定し、事業終了後に成果を確認して補助金を交付する仕組みとなっています。

図表2に2017年度補正予算の支援概要をまとめました（ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金）。気になる補助額は最大1,000万円。数ある補助金の中でも比較的採択率が高く、補助額が大きいことが、ものづくり補助金が人気を集める理由です。1次公募は通常、補正予算が成立した2、3月から2カ月程度の期間で行われます。また、経費全額が補助されるわけではなく、補助の上限（補助率）が決められています。

補助金はものづくり補助金だけでなく、さまざまな目的・趣旨をもったタイプがあります。中小企業庁の委託事業であるサイト「ミラサポ」には、補助金情報が豊富に掲載されており、地域や目的による検索も可能です。こうしたサイトで情報収集に努めるのも、補助金活用のポイントの1つです。



■ 図表1 助成金と補助金の違い（代表的なケース）

名称	助成金	補助金
代表的な提供者	厚生労働省	経済産業省
主な目的	雇用の創出など	経済の活性化など
審査の有無	なし	あり
募集期間	通年が多い	年1～2回 1～2カ月程度
原資	雇用保険料	税金

■ 図表2 ものづくり補助金の概要（2017年度補正予算の場合）

企業間データ活用型

複数の中小企業などが、データ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。
補助上限額=1,000万円
補助率=3分の2

一般型

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援。
補助上限額=1,000万円
補助率=2分の1

小規模型（設備投資のみ）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援。
補助上限額=500万円
補助率=小規模事業者
3分の2、その他2分の1

（注）補助上限額と一部の補助率については、別途細かい定めがあります。